

学籍番号：cd102001

論 文 題 目

内部統制監査制度のもとでの監査人の役割

(要 旨)

大学院商学研究科

博士後期課程 会計・金融専攻

上村 浩

内部統制監査制度のもとでの監査人の役割

(要 旨)

1. 本論文の目的と問題意識

本論文の第 1 の目的は、内部統制監査制度が導入されて以降今日に至るまで、わが国の内部統制監査において監査人が果たしてきた役割を明らかにすることである。米国の内部統制監査において監査人は、批判機能を発揮し、内部統制の重要な不備を発見・摘発する役割を果たしている。しかし、内部統制監査の目的および特徴から考えると、わが国の内部統制監査において監査人は、指導・助言機能を発揮し、内部統制の改善を促進する役割を果たしている可能性がある。

本論文の第 2 の目的は、監査人が内部統制の改善の促進という役割を果たす上で期待される、コーポレート・ガバナンスの支援機能を明らかにすることである。コーポレート・ガバナンスによるモニタリングは、内部統制の構成要素の 1 つである。内部統制監査において監査人は、コーポレート・ガバナンスとの連携を図ることにより効果的かつ効率的な監査を実施する（内部統制監査基準Ⅲ. 4. (5)）。本論文では、監査人の指導・助言機能の発揮を前提とした場合に期待されるコーポレート・ガバナンスの支援機能は、社外性を有するものによるモニタリング機能というよりはむしろ、内部統制の有効性に関する専門知識を有するものによる、内部統制の改善促進機能であると考えている。

現在、わが国の監査制度およびコーポレート・ガバナンスは、社会的批判にさらされている。本論文が、監査人が内部統制監査において果たしている役割、およびこの役割を果たす上で期待されるコーポレート・ガバナンスの機能に焦点をあてた理由はここにある。これらに対する社会的批判の背後には、社会問題化した会計不正の問題がある。これに対応するため、規制当局は、監査基準の改訂および会社法改正の議論を開始した。2012 年 5 月、企業会計審議会・監査部会において監査基準の改訂を前提に、企業の会計不正に対する監査人の機能および手続が再検討された。この議論には、特に不正を把握するための体制の整備、会計士が交代する際の引継の充実、会計不正を発見した場合の監査手続等の論点が含まれている。また、2012 年 12 月に金融庁が公表した新たな監査基準の試案では、会計不正のリスクが高い企業に対し「抜き打ち監査」を実施する案が盛り込まれている。金融庁は、2013 年度から新たな監査基準の適用を目指している。このように監査基準の改訂の議論では、監査人が会計不正を看過しないための具体的な方策が検討されている。これは、職業的懐疑心を有する監査人が、批判機能を発揮する方策を講じることで、監査制度に対する社会的要請に応えようとするものであると考えられる。

一方、企業による会計不正の問題は、会社法改正の議論にも波及している。法務省の法制審議会は、2011 年 12 月に会社法制部会を開き、会社法制見直しの中間試案を示した。ここでの議論は、コーポレート・ガバナンスのあり方、特にコーポレート・ガバナンスの独立性の問題に焦点があてられている。例えば、中間試案では、社外取締役の選任を義務

付ける案、あるいは社外取締役の要件を厳格化する案が示された。また、2012年8月に法務省が公表した会社法制法制見直しの要綱案では、監査・監督委員会設置会社制度の導入案が示されている。この案によれば、監査・監督委員会は、3人以上の委員（いずれも取締役）で構成され、委員の過半数は社外取締役でなければならない。このように、会社法改正の議論では、コーポレート・ガバナンスの独立性を強化する方策が検討されている。これは、ガバナンスの独立性を高める施策を講じることで、わが国のコーポレート・ガバナンスに対する社会的批判に応えようとするものであると考えられる。

社会的批判に対応するためのこれらの議論は、内部統制監査制度に無関係なものではない。内部統制監査制度導入の議論は、有効な内部統制が機能しないことによって有価証券報告書の虚偽表示が生じたという論理を中心に展開された。しかし内部統制監査制度が導入された現在も依然として、企業による財務報告の虚偽表示の問題は社会問題化しており、これにより監査制度全体に対する社会的批判は高まっている。監査制度が資本市場という経済社会に組み込まれた制度であることを前提とすれば、監査制度全体に対する社会からの要請を無視して内部統制監査制度が存在し続けることはできない。現在の監査基準改訂の議論は、内部統制監査基準の改訂の議論と一体となって行われるものではないが、内部統制監査基準は、財務諸表監査と同一の監査人によって内部統制監査を実施することを規定している（内部統制監査基準Ⅲ．2．）。これによれば、内部統制監査は財務諸表監査と一体となって行われ、内部統制監査の過程で得られた監査証拠は、財務諸表監査の統制リスクの評価における監査証拠として利用され、また財務諸表監査の過程で得られた監査証拠は、内部統制監査の証拠として利用される。このように内部統制監査基準では、両監査を一体として行う監査、すなわち「一体監査」を志向している。現在の公認会計士による監査が、財務諸表監査と内部統制監査の一体監査であることを前提とすれば、監査基準改訂の議論は内部統制監査制度にとっても重要である。なぜなら、内部統制監査で実際に果たされている監査人の役割が、新たな監査基準で期待される監査人の役割と異なる場合、内部統制監査において果たされている監査人の役割と当該役割が有する意義を説明する必要があると考えられるためである。ここで、内部統制監査で実際に果たされている監査人の役割と新たな監査基準で期待される監査人の役割との整合性を検討するためには、内部統制監査において監査人がどのような役割を果たしているのかを明らかにしなければならない。これが本論文における1つ目の問題意識である。

一方、コーポレート・ガバナンスに対する社会的批判もまた内部統制監査制度にとって無視できない問題である。なぜなら、コーポレート・ガバナンスが重要な役割を果たすモニタリング機能は、内部統制の構成要素だからである（内部統制基準Ⅰ．1．）。内部統制の構成要素とは、内部統制の目的を達成するために必要となる内部統制の構成部分を言い、内部統制の有効性の判断基準となる（内部統制基準Ⅰ．2．）。したがって、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していない場合、内部統制の有効性に問題が生じる可能性は高くなる。会社法改正の議論で見られるように、コーポレート・ガバナンスの独立性に問題が

あるのであれば、ガバナンスの独立性を高めることによって内部統制の質は改善すると考えられる。しかし、内部統制の質の改善に影響するガバナンスの質は独立性に限定されるものではない。ガバナンスの専門性もまた内部統制の質の改善に影響する可能性がある。ガバナンスを構成するメンバーに、内部統制の有効性に関する専門知識（例えば財務・経理の専門知識、内部監査の専門知識）を有するものが存在すれば、内部統制の質の改善はこれらのものによって促進される可能性がある。さらに、当該専門家が、組織を動かす権限を有している場合とそうでない場合とでは、ガバナンスの専門性が内部統制の有効性に与える影響は異なるかもしれない。なぜなら、十分な権限を有している専門家は、内部統制に生じている問題を是正するために、適時に組織を動かすことができると考えられるためである。これらを検討するためには、コーポレート・ガバナンスの独立性および専門性の高さを測定し、これらが内部統制の有効性にどのような影響を与えるかを検証する必要がある。さらに、ガバナンスを構成するメンバーに与えられる権限を識別し、これが与えられている場合とそうでない場合とでは、ガバナンスの質が内部統制の有効性に与える影響が異なるかを検証する必要がある。これが本論文における 2 つ目の問題意識である。

本論文では、監査報酬によって監査人の役割が果たされているかを測定する。これは、監査人が役割を果たすためには監査労力を費やす必要があるという仮定を置いているためである。この仮定に基づけば、監査人が役割を果たすことにより監査報酬は増加する。この論理を前提に、本論文では、監査報酬と内部統制の質との関係を検証する。もし、内部統制の質が低いにもかかわらず、重要な不備を開示していない企業の監査報酬が、そうでない企業のそれよりも高いという検証結果が得られれば、監査人は内部統制監査において、重要な不備の是正を促進する役割を果たしている可能性がある。

また、本論文では、社外性によってガバナンスの独立性を測定するとともに、内部統制に関する専門知識によってガバナンスの専門性を測定する。さらに、役職の高さを得点化することによって、専門家に与えられる権限を測定する。これらの測定に基づいて、ガバナンスの独立性および専門性と内部統制の質との関係を検証する。また、ガバナンスの専門性と内部統制の質との関係が、専門家に与えられる権限によって異なるかを検証する。これらの検証結果から内部統制の質の改善に影響するガバナンスの性質を明らかにする。

最後に、本論文では、これらの検証結果に基づいて、第 1 に、内部統制監査で実際に果たされている監査人の役割が、新たな監査基準で期待される監査人の役割と一致するものであるか、すなわち監査制度に対する社会的要請に応えるものであるかを検討する。また、第 2 に、内部統制監査制度において果たされているコーポレート・ガバナンスの役割が、会社法改正の論理と一致したものであるか、すなわちコーポレート・ガバナンスに対する社会的要請に応えるものであるかを検討する。

2. 本論文の発見事項と貢献

本論文の主たる発見事項は 3 つある。1 つは内部統制監査において必要とされる監査手続

に関するものである。わが国の内部統制監査制度は、経営者による内部統制の有効性に係る評価の結果を監査の主題とする監査である。ここで問題となるのは、内部統制の評価範囲および不備に関する重要性の基準が、経営者と監査人との間で異なる点である。監査人は評価範囲の妥当性および内部統制の不備に対する重要性の基準値について経営者と協議を行い、合意を形成する必要がある。本論文の検証の結果は、監査人が内部統制監査において、「経営者との協議」という監査手続に監査資源を投入することを示唆している。

第 2 は、内部統制監査において重視される監査人の役割に関するものである。わが国の内部統制監査の目的は、企業における内部統制の評価とこれに基づく内部統制の改善を促進することである。この目的を達成するためには、期中に発見された内部統制上の問題が期末までに是正されるよう、監査人が経営者に適切な指導・助言を与える必要がある。本論文の検証結果は、監査人が、内部統制の質が低い企業において指導・助言的役割を果たしていること、またこれは大規模監査法人の監査人について特に顕著であることを示している。

最後は、コーポレート・ガバナンスと内部統制の質との関係に関するものである。経営者による内部統制の改善を促進するという内部統制監査の目的を達成するために重要となるガバナンスの質は、独立性というよりはむしろ専門性である。企業の財務報告プロセスに精通した専門家に十分な権限が与えられている場合、当該プロセスに生じる問題は短期的に改善される可能性が高い。本論文の検証結果は、ガバナンスを構成するメンバーのうち、財務・経理の専門家に十分な権限が与えられている企業の内部統制の質はそうでない企業のそれよりも高いことを示している。

本論文で示される検証の結果は、現在存在する 2 つの議論、すなわち監査基準改訂と会社法改正の議論に対して重要な示唆を含んでいる。監査基準の改訂の議論は、不正に対する「職業専門家としての懐疑心」に関する論点を内包している。監査において監査人が職業的懐疑心を持つということは、監査の過程で批判的な目を持って監査にあたることを意味する（鳥羽, 2012a, p.198）。しかし、内部統制監査の基準で重視されているのは（重視されていると読み取れるものは）、監査人の批判的姿勢というよりはむしろ経営者との協議による合意の形成であり、内部統制の質の改善を促進することである。監査人は、経営者との協議を通じて内部統制の評価範囲あるいは内部統制の不備に関する重要性の基準値について合意を形成する。また、監査の過程で内部統制の不備が発見された場合には、内部統制の質の改善を促進するために指導的役割を果たし、経営者に適切な助言を与える。本論文の検証の結果は、このような主張を支持するものである。このことは、監査人の批判的機能をさらに高める施策によって、監査に対する社会的要請と現行の監査制度との間に現在生じているギャップを解消するのであれば、内部統制監査基準もこれに従って大幅に改訂する必要があるということを示唆している。なぜなら、「企業による内部統制の評価と改善を促進する」という内部統制監査の目的と、「監査人が懐疑心を発揮して内部統制上の問題を発見・摘発する」という社会的期待との間には依然として大きなギャップが存在して

いるためである。

一方、会社法改正の議論は、コーポレート・ガバナンスの独立性の問題、特に社外取締役設置の義務化の問題を取り上げている。しかし、本論文の検証結果は、ガバナンスの専門性は内部統制の質の改善に影響する一方で、独立性はこれに影響しないことを示している。さらに、この相違がガバナンスを構成するものに与えられる権限の強さによってもたらされるということを示している。専門性を有するガバナンスの構成メンバーに十分な権限が与えられている企業の内部統制の質は、そうでない企業の内部統制の質よりも高い。しかし、社外取締役および社外監査役を置く企業の内部統制の質は、これらを置かない企業の内部統制の質よりも高いとはいえない。これらの検証結果は、会社法改正の議論が、ガバナンスの独立性の確保に焦点をあてるのであれば、社外性の高いこれらのものに対する権限を法的に十分手当てすることが必要であることを示唆する。独立性の確保と法的権限の付与を一体として法改正の議論をすべきであるというのが本論文の結果から導出される結論である。

以上が本論文の主たる発見事項と、これら発見事項が監査基準改訂および会社法改正の議論にもたらす貢献である。

3. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。第2章（わが国における内部統制報告制度導入を巡る議論）では、わが国において内部統制報告制度の導入を巡る議論がなされていた当時の会計不正の問題を整理し、監査制度に対する社会的要請がどのようなものであったのかについて検討する。あわせて、内部統制監査制度導入を巡る基準設定者側の議論および企業側の議論についても検討する。これらの議論を詳細に検討することにより、基準設定者が米国の制度との相違を強調することになった背景およびわが国の内部統制監査の目的を明らかにする。ここで提示する内部統制監査の目的は基準上規定されているものではないが、基準設定者の議論および発言の内容からこれを理解することができる。

第3章（わが国の内部統制監査基準）では、第2章での議論を踏まえて、わが国で導入されることとなった内部統制監査基準について検討する。ここでは第2章で示された社会的要請および各利害関係者の議論が、制度設計にどのような影響を与えたのかという観点から内部統制監査基準を検討している。また、わが国の基準と米国の基準との相違を明らかにしている。両国の内部統制監査基準の相違点を整理することによって、わが国の内部統制監査の目的をより明確に理解することができる。わが国と米国の制度設計上の相違は、内部統制監査の目的の相違によってもたらされるものである。一方、このような制度上の特徴は、内部統制監査において監査人が果たすべき役割に影響する。

第4章（内部統制監査制度に関する先行研究のレビュー）では、第1に、内部統制監査制度の導入および内部統制の重要な不備の開示が企業にもたらす経済的帰結に焦点をあてた研究を取り上げている。これらの研究の結果は、内部統制監査制度という新たな制度の

導入が、監査報酬および企業の上場維持の選択に影響すること、また内部統制の不備の開示が、監査報酬、株価、資本コスト、および組織のリストラに影響することを明らかにしている。このような結果は、第 2 章で示された企業側の議論、特に制度導入に対して企業が有するネガティブなイメージと関係している。企業にとって深刻な帰結をもたらす可能性が高いこのような監査制度を導入することについて、企業が否定的になることは想像に難くない。またここでは、内部統制の質と会計情報の質との関係を検証した研究も取り上げている。これらの研究の結果は、内部統制の質が会計情報の質に影響する、すなわち内部統制の質が低い企業の会計情報の質は低いことを示している。これらの研究の結果は、内部統制監査制度の導入を推し進めてきた規制当局側の主張（内部統制監査制度の必要性）を支持するものである。

第 5 章（検討すべき実証分析課題の設定）では、第 3 章で明らかにしたわが国の内部統制監査基準の特徴と、第 4 章でレビューした先行研究の結果に基づいて、本論文で実証的な分析を行うための実証課題を提示する。本論文の実証課題は大きく 3 つある。第 1 に取り上げるものは、内部統制の質と監査資源の投入量に関する課題である。本論文では、監査人は、経営者との協議を重ね、また指導・助言的役割を果たす必要があることから、重要な不備を開示していない場合であっても、内部統制の質が低い企業の監査報酬は増加すると考えている。第 2 は、内部統制監査における監査法人の規模による監査の質の相違に関する課題である。ここでは、わが国の内部統制監査の目的を達成するために投入される監査資源の量によって監査の質を測定した場合、これが監査法人の規模によって異なるかについて検討している。第 3 は、コーポレート・ガバナンスの質と内部統制の質に関する課題である。ここでは、わが国の内部統制監査の目的を達成するために、監査人が連携を図る場合に有用なコーポレート・ガバナンスの性質（ガバナンスの独立性、専門性および権限）について検討している。

第 6 章（内部統制の質と監査報酬との関係）では、第 5 章で設定した 1 つ目の実証課題に基づいて、内部統制の質と監査報酬との関係を検証する。これを検証するためには、内部統制の重要な不備の決定要因モデルに基づいて、わが国企業を対象とした重要な不備の要因（リスク）を明らかにするとともに、当該モデルを用いてわが国企業の内部統制の質を測定する必要がある。ここでは、判別分析によって内部統制の質を測定している。この測定は、米国との比較で内部統制の重要な不備を開示した企業が極端に少ないという事実から、「米国の規準によって内部統制の質を測定できれば、わが国において内部統制の重要な不備を開示していないものの、潜在的に内部統制の質が低い企業を識別できるのではないか」という問題意識に基づいている。ここで米国の規準とは、監査人が有する内部統制の不備に関する重要性の基準の閾値（監査人がある不備について、重要な不備であると認識する閾値）を意味する。監査人が内部統制の有効性を直接検証する米国では、監査人の重要性の判断に対して経営者の判断がおよぼす影響は小さいと考えられる。しかし、わが国の内部統制監査制度は、経営者評価の結果を監査の主題とするため、経営者が有する内

部統制の不備についての重要性の閾値が監査人の判断に影響する。これらの異なる重要性の基準値を前提とすれば、監査人と経営者は協議によって重要性の基準値について合意を図る必要がある。経営者と監査人との議論の結果、最終的に両方で合意される重要性の基準の閾値は、経営者の有する閾値に基づく判断の影響を受けるため、監査人が有する重要性の基準の閾値よりも高いと考えられる。本章では、監査人の重要性の基準の閾値を表わすと考えられる指標を用いて各企業の内部統制の質を測定している。

さらにここでは、新たに確立した内部統制の質を測定する指標を用いて、内部統制の質と監査報酬との関係を検証している。内部統制の質の相違によって企業の監査報酬が異なるかについては、重要な不備の開示を内部統制の質の代理として利用している先行研究では明らかにされていない。検証の結果は、重要な不備を開示しない場合であっても、内部統制の質が低い企業の監査報酬は高いことを示している。内部統制の質が低いということは、期中に内部統制の不備が存在していた可能性が高いことを意味する。そうであるならば、これらの企業では、内部統制の不備に関する重要性の基準値について合意を図るための協議（監査人と経営者との協議）が増加することになる。このように考えた場合、これらの企業の監査報酬は増加する。さらに、これらの企業が重要な不備を開示するに至らなかったという事実は、期中に発見された内部統制の不備あるいは重要な不備の是正が、監査人の「指導・助言」機能の発揮によって促進されたことを示唆している。これらの結果から考えられる、「わが国の内部統制監査制度において重要な不備を開示する企業が米国と比較して極端に少ない理由」は以下の2つに集約される。第1は、監査人と経営者が合意した重要性の基準の閾値が、監査人が有する閾値よりも高くなるということである。第2は、監査人が指導・助言的役割を果たすことにより、内部統制の不備は期末までに是正される可能性が高くなるということである。これら2つの要因により、わが国では重要な不備を開示する企業が少なくなると考えられる。

第7章（内部統制監査における監査の質）では、第6章で検討した監査人の機能が、監査法人の規模によって異なるかについて検証している。内部統制の質の改善を促進するという目的を達成するためには、監査人が内部統制上の問題を識別するとともに、指導・助言的役割を果たす必要がある。これを可能とするためには、統制リスクの評価に十分な監査資源を投入する必要がある。統制リスクの評価に十分に監査資源が投入できれば、監査計画策定時点（監査の早い段階）でより多くの内部統制の問題を識別することができるため、経営者が当該不備の是正を検討する時間を十分に確保することができる。また、識別された内部統制の問題の是正を促進するためには、指導・助言機能の発揮に対して十分な監査資源を投入する必要がある。これが可能であれば、識別された内部統制の不備の多くは期末までに是正される可能性が高くなる。これら2つの要素に十分に監査資源が投入できれば、内部統制監査の目的が達成される可能性は高くなる。検証の結果は、大規模監査法人の監査資源の投入量は、内部統制の改善を促進したか否か、すなわち内部統制監査の目的を達成したか否かによって変化することを示している。また、大規模監査法人以外の

監査法人における監査資源の投入量は、内部統制の改善を促進したか否かではなく、内部統制の質が低いか否かによって変化することを示している。

第8章（内部統制監査におけるコーポレート・ガバナンスの役割）では、監査人の指導・助言機能を前提に、コーポレート・ガバナンスの質と内部統制の質との関係を検証する。検証の結果は、ガバナンスを構成するメンバーのうち財務・経理についての専門知識を有するメンバーに十分な権限が与えられている場合、これらのメンバーの存在が内部統制の質に影響を与える一方で、社外性を有するガバナンスのメンバーの存在は、内部統制の質に影響しないことを示している。この結果は、ガバナンスを構成するメンバーに財務報告の専門家が存在し、かつ 監査人との協議によって認識した内部統制の問題を改善するために、当該専門家が迅速に組織を動かす権限を有していれば、内部統制の問題の是正は促進される可能性が高いことを示唆している。一方、独立性を有するガバナンスの構成メンバーは、その社外性の高さから、財務報告プロセスに関する情報を十分に収集することができないため、内部統制に関する評価・判断を十分に行えない可能性がある。さらに、監査人に内部統制上の問題を指摘されたとしても、組織内部の人間を動かす法的権限を有していないため、内部統制の質の改善に対する影響は小さいと考えられる。

最後に、第9章（むすび）では、第6章から第8章における実証的分析の結果から、わが国の内部統制監査制度の実態をまとめ、当該制度の課題を検討する。また本論文の検証結果が、監査基準改訂および会社法改正の議論に与える貢献を述べる。最後に、本論文が有する限界から導かれる新たな研究の視点および将来の研究課題を検討することをもって本論文を締めくくることとする。